

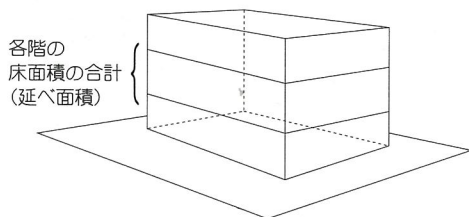
容積率・建ぺい率等が変更されます (5月1日から)

町内全域で都市計画用途地域が決定されていない地域では、容積率・建ぺい率等が次のように変更されます。

変更内容一覧

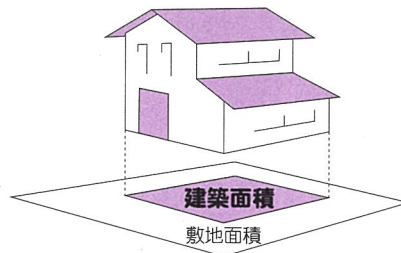
種類	これまで	5月1日以降
容 積 率	400%	200%
建 ぺ い 率	70%	60%
道路斜線 (勾配)	1 : 1.5	1 : 1.5
隣地斜線 (立ち上がり) (勾 配)	31m 1 : 2.5	20m 1 : 1.25

容積率



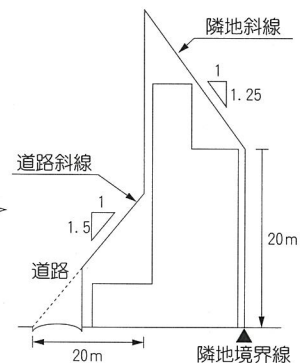
$$\text{容積率} = \frac{\text{延べ面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$$

建ぺい率



$$\text{建ぺい率} = \frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$$

斜 線



*なお、これらの変更は5月1日以降に行われる建物の建築に対して適用されます。既存の建築物で新たな値に適合しないものについては、増築や建替えを行うまでは特に建物に手を加える必要はありません。将来、増築や建替えを行う際に、新たな値の範囲内で建築していただくことになります。

問合せ 都市建設課都市整備室 ☎④1211 内線 1631・1632

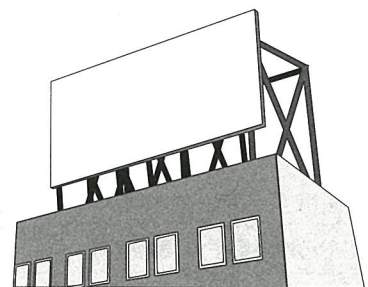
屋外広告物の許可申請をするには

景観の維持及び事故を防止するため、屋外公告物を設置する場合には許可が必要になります。これから広告物の設置を予定されている方、また既に設置されていて手続きが済んでいない方は、ご相談ください。

なお、冠婚葬祭・祭礼等のため一時的に表示したり、自己の住居・事務所等に設置する広告物で、合計面積が20㎡以内のもの等については許可の必要はありません。

許可申請に必要な書類

- ①屋外広告物等表示(設置)許可申請書
 - ②付近見取図
 - ③形状・寸法・材料及び構造に関する図面
 - ④色彩及び広告面のデザインを示す図面
 - ⑤設置場所の所有者又は管理者の同意書(他人の所有物に設置する場合)
- ※1 高さ4m以上の独立広告物については事前に建築確認申請を提出し、確認を受けることになっています。
- ※2 許可申請の手続きには、一定の手数料が必要になります。



問合せ 都市建設課都市整備室 ☎④1211 内線 1631・1632